

# 「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて(厚生労働省案)」のポイント

## 《改正の背景》

### 【平成12年改正で残された課題】

基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げ  
厚生年金、国民年金の保険料引上げの凍結解除  
女性と年金に関わる課題

### 【平成12年改正以降の社会経済の変化】

少子高齢化の一層の進行(平成14年新人口推計)  
・現行の給付水準を維持した場合、最終的な保険料は、厚生年金が22.8%(国庫負担1/2、1/3の場合は26.0%)、国民年金は20,000円(国庫負担1/2、1/3の場合は28,900円。いずれも平成16年度価格)  
女性の社会進出、就業形態の多様化等、個人の生き方、働き方の多様化に柔軟に対応できることが更に要請

## 《改正の基本的考え方》

1 社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度に対する信頼の確保  
～ 現役世代の負担への配慮と公的年金にふさわしい水準の確保～

2 多様な生き方、働き方に対応し、より多くの者が能力を発揮できる社会につながる制度

## 《改正の具体的内容》

どのような制度体系をとろうとも給付と負担の見直しは必要  
現行制度以外に議論されている制度体系には問題点や導入についての様々な制約

現行の制度体系の下で、将来の現役世代の負担が過重にならないようにすることと、高齢期の生活の基礎的な部分を支える給付水準を確保することのバランスをとった給付と負担の見直し

就業形態の多様化等に対応し、就労を抑制することなく、多様な生き方、働き方の選択に柔軟に対応できる仕組み、就労等様々な形で貢献が年金制度上評価される仕組みとする

### 【給付と負担の見直しを行うに当たっての基本的課題】

基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げ  
厚生年金、国民年金の保険料引上げの凍結解除

### 【有限均衡方式の導入】

財政均衡期間を100年程度とし最終年度(2100年)の積立金を給付費の1年分に抑制

### 【保険料水準固定方式とマクロ経済スライドによる給付の自動調整】

厚生年金の最終的な保険料水準を20%に固定(国民年金は17,000円台(平成16年度価格))

社会全体の保険料負担能力の伸びに見合うよう年金改定率(スライド率)を調整することで、年金の給付水準を調整(ただし調整は名目額を下限とし、名目額は維持)

・新規裁定者 1人あたり賃金伸び率 - スライド調整率  
・既裁定者 物価上昇率 - スライド調整率  
〔スライド調整率 公的年金被保険者数の減少率 + 平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%)  
2025年度までは平均年0.9%程度〕

給付水準の調整を行っても高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとして給付水準は50%を下限とし、50%から50%台半ばを確保

厚生年金の最終保険料率20%固定  
基準ケースで、2013年以降モデル年金の所得代替率 54.7%

### 在職老齢年金制度の見直し等(高齢者の就業と年金)

・60歳前半の在職老齢年金制度の見直し(一律2割の支給停止措置の廃止)。  
・70歳以降も在職中は被保険者とし、保険料を負担。在職老齢年金制度を適用し、賃金と年金の合計額が高い場合は支給停止。  
・65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度を導入し、引退と年金受給年齢を選択できるようにする。(支給停止の効果は継続)  
・さらに支給開始年齢を引き上げることは、今回改正では行わない。

### 短時間労働者への厚生年金の適用拡大

・週所定労働時間20時間以上の者を基本に適用。適用に当たっては、産業・企業に与える影響等を踏まえて、経過措置など配慮。  
・標準報酬の下限を引き下げて適用。被扶養配偶者の給付は行わない。

### 次世代育成支援の拡充

・子が3歳に達するまでの間、育児休業をとった時の保険料免除措置の拡充、勤務時間短縮等により標準報酬が低下した時の年金額計算上の配慮措置(従前の標準報酬額を適用)

### 女性と年金

・第3号被保険者期間についての年金分割制度の導入  
・離婚時の厚生年金の分割(保険料納付記録の分割)  
・遺族年金の見直し(自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、現行水準との差額を遺族年金として支給、子のいない若齢遺族配偶者への給付の有期化)

### 障害年金の改善

・障害基礎年金と老齢厚生年金の併給を可能とする(障害を有しながら就労したことを年金制度上評価する仕組みとする)

年金課税の見直し(世代間・世代内の公平を考慮して見直し)

国民年金保険料の徴収対策の強化(所得水準に応じた多段階免除制度の導入等)

年金制度の理解を深めるための取組(年金個人情報などの定期的な通知、点数化して表示)

第3号被保険者の特例届出の実施(過去の未届期間の救済)

年金積立金の運用の在り方の見直し(年金積立金運用の新たな仕組み等)

企業年金の安定化と充実

(免除保険料率の凍結解除、基金解散時の特例、確定拠出年金拠出限度額引上げ等)

福祉施設の見直し(閣議決定等を踏まえた福祉施設の見直し)